

(仮称) ドラッグストアモリ石巻大街道東店の届出概要について
(法第5条第1項 新設)

- 1 届 出 者 株式会社ドラッグストアモリ
- 2 届出年月日 令和6年6月7日
- 3 店 舗 の 名 称 (仮称) ドラッグストアモリ石巻大街道東店
- 4 店 舗 設 置 者 株式会社ドラッグストアモリ 代表取締役 森 竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 5 店 舗 所 在 地 石巻市大街道東一丁目41番45 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ドラッグストアモリ	1, 473 m ²	食料品、医薬化粧品、住・生活関連用品等
計	1, 473 m ²	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和7年2月8日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐 車 場 の 収 容 台 数 56 台 (指針による必要台数: 50台)
 - (2) 駐 輪 場 の 収 容 台 数 10 台 (指針による参考台数: 42台)
 - (3) 荷 さ ば き 施 設 の 面 積 50 m²
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 7.99 m³ (指針による必要容量: 6.86 m³)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 開 店 時 刻 及 び 閉 店 時 刻 24時間
 - (2) 駐 車 場 の 利 用 時 間 帯 24時間
 - (3) 駐 車 場 の 出 入 口 の 数 2箇所
 - (4) 荷 さ ば き 実 施 時 間 帯 24時間
- 10 事務手続き等
 - ・公 告 年 月 日 令和6年6月28日
 - ・縦 覧 期 間 公告の日から令和6年10月28日まで
(公告の日から4か月間)
 - ・地 元 説 明 会 令和6年7月30日

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ・大規模小売店舗立地専門委員会 | 令和6年9月3日 |
| ・市町村等からの意見書提出期限 | 令和6年10月28日（公告の日から4か月以内） |
| ・県の意見の通知期限 | 令和7年2月7日（届出の日から8か月以内） |

住民説明会の実施状況

開催日時	令和6年7月30日（火）午後6時から午後6時30分まで
開催場所	石巻市石巻中央公民館 石巻市日和が丘1-2-7
出席人数	2名

質問事項	設置者の回答内容
なし	なし

石巻市の意見について

意見内容	設置者の回答内容
早朝、夜間帯の来客車両、従業員車両、商品等搬出入車両の騒音対策を講じること。近隣住宅へ配慮し、環境基準値や規制値の超過がないよう対策を徹底すること。	届出書に記載した騒音対策を確実に実施し、環境基準や規制基準を超過することがないように対策を講じていくとともに、周辺地域の生活環境の保持に努めてまいります。 →県の意見は不要
届出書には振動に関する項目はないが、今後、振動に係る特定施設を設置する際は、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守し周辺環境への対策を講じること。	将来、振動に係る特定施設を設置する際には、振動規制法又は宮城県公害防止条例に基づき、石巻市へ届出を行うとともに、規制基準を遵守して周辺地域の生活環境の保持に努めてまいります。 →県の意見は不要
屋外照明、広告塔照明等については、近隣住宅に対する配慮を十分行い、適切な光害対策を講じること。	屋外照明や広告塔照明塔を設置する際には、周辺近隣に対して「光害」を発生させ内容証明の配置、方向、光源の種類には十分に配慮いたします。 →県の意見は不要
近隣住民等から苦情があった場合は、誠意をもって速やかに解決すること。 事業内容及び公害防止措置等について、近隣住民に対して説明し、理解を得た上で適切に行うこと。	近隣住民等から苦情があった際には、対策を含め誠意をもって対応いたします。 また、近隣住民に対して個別説明を行い、あらかじめ要望等をお聞きし、理解を得た上で適切に実施いたします。 →県の意見は不要
出店の届出のあった箇所については、主要道路が交差する箇所であり、日頃から周辺の交通量は多い状況である。近隣の学校では、常日頃から登下校における安全指導を徹底し、計画的に職員が巡回するなどして実態をつかみながら具体的に児童への指導を行っているが、今回届出のあった施設の出店により、ますます周辺道路の交通量の増加が予想され、特に下校中の児童の交通事故の発生が憂慮される。このことから同店駐車場出入口付近及び周辺の交通安全対策について最善の配慮をすること。	多くの来店車両が見込まれるオープン時や特売日等には、交通整理員を配置して横断歩行者の安全確保に努めてまいります。 →県の意見は不要

新たに店舗乗入口設置等で道路構造物の形状を変更する場合は、事前協議の上道路工事施工承認申請書（道路法第24条）を道路課へ提出すること。（県道石巻女川線側に市道大街道東一・錦町自転車歩行者道線あり。底地所有者の日本製紙㈱の同意必要。）	事前協議の上、道路法第24条に基づく申請書を道路課へ提出いたします。 →県の意見は不要
建築基準法に基づく建築確認申請が必要（第6条） 建築部のエネルギー消費性能の向上に関する法律の認定が必要（法第12条第1項） だれもが住みよい福祉のまちづくり条例の届出が必要。（第21条） 最高の高さが10mを超える場合は、石巻市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の届出が必要。（第7条）	建築に関する必要な届出を行います。 →県の意見は不要

地元住民の意見について

意見内容	設置者の回答内容
なし	なし

交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社ドラッグストアモリ	
届 出 年 月 日	令和6年6月7日	
店 舗 名 称	(仮称) ドラッグストアモリ石巻大街道東店	
所 在 地	石巻市大街道東一丁目41番45 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地域住民等の意見	あり	なし
県 の 意 見 案		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	店舗立地場所が主要道路の交差する箇所であることから、来店車両出入口付近の歩行者の安全確保に努めるとともに、オープン時等の繁忙期においては、来退店経路の周知や来店車両の誘導を徹底し、問題が発生した場合には、必要に応じて交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。 また、騒音対策として実施することとしている搬出入車両の徐行運転を徹底し、特に夜間における騒音が住居地点において規制基準を超過することのないよう十分に配慮願います。なお、住居が隣接していることから、周辺住民から苦情が申し立てられた場合には、追加的な騒音防止対策を講じるなど、周辺環境の保全に配慮願います。	